

森林づくり県民税を活用した危険木等の伐採に係る留意事項について

長野県林務部

1 作業従事者及び通行者の安全確保について

(1) 作業従事者の安全確保

偏心木・枯損木等の伐採には通常の伐採以上に危険が伴うため、下記の事項に留意し、作業従事者の安全確保に万全を期すこと。

【一般的事項】

- 発注者（市町村）は、伐採事業者に作業計画書を提出させること。
- 労働安全衛生規則第477条から第485条の規定を遵守すること。
- 伐倒の前に立木の重心・枯損等の状況を十分に観察し、把握すること。
- 伐倒の際に退避する場所を適切に確保するとともに、速やかに退避を行うこと。

【偏心木の伐採】

- 偏心木の伐倒に当たっては、重心の偏りについて事前に十分確認し、伐倒方向を慎重に検討すること。
- 伐倒の際には原則として2個以上のくさびを使用し、必要に応じて牽引具を用いることにより、伐倒方向を確実にするとともに、受け口と追い口の間の切り残しを十分に残すよう、細心の注意を払うこと。

【枯損木の伐採】

伐採中の枝折れ、幹折れが生じる危険性が高いことから、下記の事項に留意すること。

- 道路沿い等で、高所作業車や伐木造材機械（ハーベスタ、フェラーバンチャ等）の進入が可能な場合には、できる限りこれらを用いて伐採し、人力による伐採は避けること。
- 立地条件等により、やむをえず人力伐採を行う場合は、必ず牽引具を用いて確実に安全な方向へ伐倒するとともに、伐倒手が退避した後に牽引具による引き倒しを行う等、作業者の安全に万全を期すこと。
- 枯損木が倒れる際に、伐倒方向の立木等に衝突して跳ね返る・折れる等の危険を防ぐため、衝突する恐れのある立木等はあらかじめ除去しておくこと。

(2) 通行者等の安全確保

- 事前に作業に係る立入制限区域を表示し、地域住民や通行者への周知を図ること。
- 作業中は、伐倒木や枯れ枝の落下・飛来等の危険が及ぶ範囲を考慮して立入制限区域を設定し、通行者等に危険が及ばないよう十分な配慮を行うこと。

2 施設管理者との連携及び役割分担について

(1) 道路沿線の危険木等について

- 危険箇所の把握や実施箇所の選定等に当たって、道路管理者との連携を図ること。
- 道路区域内の枯損木等は管理者が通常の維持管理予算により処理するべきものであることから、森林税活用事業の対象としない。
- 事業実施に当たっては道路区域内・区域外を一体的に施工する等、コスト低減に努めること。

(2) 電線周辺の危険木等について

- 危険箇所の把握や実施箇所の選定等に当たって、電気事業者との連携を図ること。
なお、中部電力（株）との間で「災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定」を締結している市町村にあっては、同協定に則り連携・協力を推進すること。
- 電気事業者が通常の保守管理として行う範囲の作業については電気事業者の負担により実施することとし、森林税活用事業はその範囲外の部分を対象とする。
- 事業実施に当たっては電気事業者との同時施工等、効率化を図りコスト低減に努めること。

3 伐採木の有効活用について

伐採した枯損木等は、伐採木の所有者と協議のうえ、下記を参考として可能な限りバイオマス資源等としての有効活用を検討すること。

- 薪として一般市民向けに提供
- チップに加工し市町村施設等のバイオマスボイラー等で利用
- バイオマス発電の燃料として活用
(ただし、発電事業者との調整、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁(平成24年6月))に基づく由来証明が必要)

4 その他

- 森林法の適用を受ける森林では、伐採の届出又は許可申請などの手続きを適正に行うとともに、市町村森林整備計画の機能区分に適合した施業を実施すること。また、他の法令の適用を受ける場合は、当該法令を遵守すること。
- 枯損木が集団的に発生している場合等で、面的な伐採跡地が生じる場合には、市町村森林整備計画の規定に準じて適切な更新を図ること。
- アカマツの伐採及び伐採木の利用については、「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針」に従うこと。
- 労働災害発生時には発生状況の把握と原因の究明に努め、地域振興局担当者に報告すること。
- 森林づくり県民税活用事業であることについて、県民等への周知を図ること。

【参考】

労働安全衛生規則 第二編 第八章 伐木作業等における危険の防止
(第四百七十七条 - 第五百十七条)

労働安全衛生規則 目次

(伐木作業における危険の防止)

第四百七十七条 事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。以下同じ。）を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

- 一 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。
 - 二 かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。
 - 三 伐倒しようとする立木の胸高直径が二十センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、技術的に困難な場合を除き、受け口と追い口の間には、適当な幅の切り残しを確保すること。
- 2 立木を伐倒しようとする労働者は、前項各号に掲げる事項を行わなければならない。

(かかり木の処理の作業における危険の防止)

第四百七十八条 事業者は、伐木の作業を行う場合において、既にかかり木が生じている場合又はかかり木が生じた場合は、速やかに当該かかり木を処理しなければならない。ただし、速やかに処理することが困難なときは、速やかに当該かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずる箇所において、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を縄張、標識の設置等の措置によつて明示した後、遅滞なく、処理することをもつて足りる。

- 2 事業者は、前項の規定に基づき労働者にかかり木の処理を行わせる場合は、かかり木が激突することによる危険を防止するため、かかり木にかかられている立木を伐倒させ、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒させてはならない。
- 3 第一項の処理の作業に従事する労働者は、かかり木が激突することによる危険を防止するため、かかり木にかかられている立木を伐倒し、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒してはならない。

(伐倒の合図)

第四百七十九条 事業者は、伐木の作業を行なうときは、伐倒について一定の合図を定め、当該作業に関係がある労働者に周知させなければならない。

- 2 事業者は、伐木の作業を行う場合において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者（以下この条及び第四百八十一条第二項において「他の労働者」という。）に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者に、あらかじめ、前項の合図を行わせ、他の労働者が避難したことを確認させた後でなければ、伐倒させてはならない。
- 3 前項の伐倒の作業に従事する労働者は、同項の危険を生ずるおそれのあるときは、あらかじめ、合図を行ない、他の労働者が避難したことを確認した後でなければ、伐倒してはならない。

(造材作業における危険の防止)

第四百八十条 事業者は、造材の作業（伐木等機械による作業を除く。以下同じ。）を行うときは、

転落し、又は滑ることにより、当該作業に従事する労働者に危険を及ぼすおそれのある伐倒木、玉切材、枯損木等の木材について、当該作業に従事する労働者に、くい止め、歯止め等これらの木材が転落し、又は滑ることによる危険を防止するための措置を講じさせなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の措置を講じなければならない。

(立入禁止)

第四百八十一条 事業者は、造林、伐木、かかり木の処理、造材又は木寄せの作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この章において「造林等の作業」という。）を行つている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、

労働者を立ち入らせてはならない。

2 事業者は、伐木の作業を行う場合は、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として当該立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、他の労働者を立ち入らせてはならない。

3 事業者は、かかり木の処理の作業を行う場合は、かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるところには、当該かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。

第四百八十二条 削除

(悪天候時の作業禁止)

第四百八十三条 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、造林等の作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。

(保護帽の着用)

第四百八十四条 事業者は、造林等の作業を行なうときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

(下肢の切創防止用保護衣の着用)

第四百八十五条 事業者は、チェーンソーを用いて行う伐木の作業又は造材の作業を行うときは、労働者の下肢とチェーンソーのソーチェーンとの接触による危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に下肢の切創防止用保護衣（次項において「保護衣」という。）を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、保護衣を着用しなければならない。

第四百八十六条から第五百七十七条まで 削除